

## 【申告に必要な持ち物】

### ・申告をする人すべて

- ①マイナンバー通知書またはマイナンバー記載のある住民票の写しと運転免許証など本人確認ができるもの。
- ②マイナンバーカード(①、②のいずれか)
- 印鑑(認印可)

### ・平成30年中に収入のある人

- 給与、年金収入がある人は、源泉徴収票など所得がわかるもの
- 営業等の事業所得や不動産所得などがある人は、収入、経費の明細書

### ・社会保険料の控除を受けようとする人

- 社会保険料などの領収書
- 国民年金保険料の支払いをしたことの証明書

### ・生命保険料、医療費等の控除を受けようとする人

- 生命保険、地震保険、旧長期損害保険の支払証明書(保険会社から発行された証明書)
- 医療費などの領収書
- 医療費を補填する金額のわかるもの

### ・配偶者特別控除を受けようとする人

- 配偶者の収入がわかるもの

### ・障がい者控除を受けようとする人

- 障がいの程度がわかるもの(障害者手帳等)

### ・寄付金控除を受けようとする人

- 寄付先から発行された証明書等

### ・その他の所得の申告または控除を受けようとする人

- 該当の申告または控除内容がわかる書類



## 【市民税・県民税申告会場】※①、②、③は市民税・県民税の受付のみです。

日時	会場	日時	会場
①1月31日(木) 13:30~15:30	福祉の家2階 会議室	③1月4日(金)~2月15日(金)・ 3月18日(月)以降 9:00~17:00 ※土・日・祝を除く	税務課 (市役所本庁舎1階)
②2月1日(金) 13:30~15:30	杵ヶ池体育館 会議室	④2月18日(月)~3月15日(金) 9:30~16:00 ※土・日・祝を除く	イオンモール長久手 4階イオンホール

## 住宅借入金等特別控除の確定申告相談会

問 昭和税務署 ☎052-881-8171

HPを見る

記事ID 3311

時 1月28日(月)、29日(火)

午前 受付9:30~10:00

説明10:00~11:30頃

午後 受付13:30~14:00

説明14:00~15:30頃

場 イオンモール長久手4階

イオンホール

持 ・印鑑(認印可)

- ・源泉徴収票など平成30年中所得や控除がわかるもの(原本)
  - ・①マイナンバー通知書もしくはマイナンバー記載のある住民票の写しと運転免許証など本人確認ができるもの。②マイナンバーカード(①、②のいずれか)
  - ・家屋(および土地)の登記事項証明書(法務局発行)
  - ・家屋(および土地)の売買契約書または工事請負契約書の写し(取得価格の分かる部分)
  - ・住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書(金融機関発行)
  - ・金融機関の預貯金口座のわかるもの(申告者ご本人名義のもの)
  - ・設計図の写し(店舗付併用住宅の場合)
  - ・検査済証の写しまたは増改築等工事証明書(増改築の場合)
  - ・年末調整で控除を受けていない生命保険・地震保険の控除証明書、医療費、寄附金などそれぞれを確認できるもの(他に控除を合わせて受ける場合)
- ※会場の混雑状況により、受付をおことわりする場合があります。



## 社会保険料控除のための納付額確認書

HPを見る

記事ID 460

問【介護保険料】長寿課 ☎56-0613 【後期高齢者医療保険料】保険医療課 ☎56-0617 【国民健康保険税】保険医療課 ☎56-0618

介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税は、確定申告において社会保険料控除の対象となります。平成30年中に納めた人には、納付額確認書を1月下旬にそれぞれ担当課から送付します。(今年度より後期高齢者医療保険料と国民健康保険税は同一の確認書でお知らせします。)確定申告を行うまで大切に保管してください。

※ただし、遺族年金および障害年金以外の年金からの天引き(特別徴収)で納めた人には送付しません。日本年金機構などの年金保険者から送付される源泉徴収票を確認してください。